

入院時生活療養

療養病床に入院する65歳以上の方は、介護保険との負担均衡を図るため、所得に応じて食費(食材料費+調理コスト相当)と居住費(高熱水費相当)を標準負担額として負担して頂きます。

年齢により、判定方法及び金額が異なりますので、65歳以上70歳未満の方は(表1)70歳以上の方は(表2)をご覧ください。

(表1)65歳以上70歳未満の方の生活療養標準負担額(食費+居住費)

区分	食事代(1食あたり)	居住費(1日あたり)
一般	510円	370円
低所得者	240円	370円※

(表2)70歳以上の方の生活療養標準負担額(食費+居住費)

区分	食事代(1食あたり)	居住費(1日あたり)
現役並み所得所・一般	510円	370円※
低所得者Ⅱ	240円	370円※
低所得者Ⅰ	140円	370円※
低所得者Ⅰ (老齢福祉年金受給権者)	110円	0円

※については患者の状態により金額が異なります。